

## 【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

# 郵送による許可証等の交付について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、下記の許可等の手続については、当分の間、許可証等の交付を郵送により行うことができます。

なお、申請や届出については、これまでどおり、窓口でお願いします。

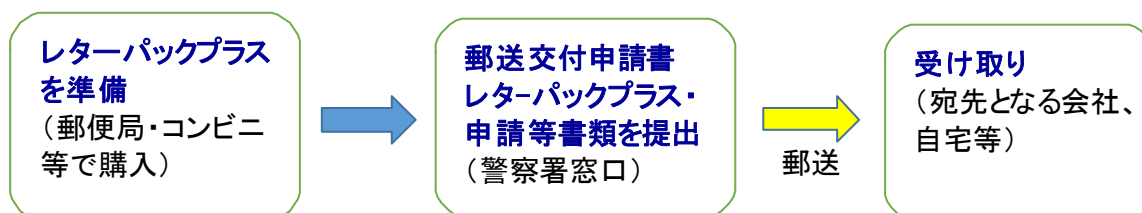
## 1 対象の許可等の手続

- (1) 道路使用許可証の交付
- (2) 通行禁止道路通行許可証・標章の交付
- (3) 通行禁止除外指定車標章の交付
- (4) 駐車禁止道路駐車許可証・標章の交付
- (5) 駐車禁止除外指定車標章の交付
- (6) 制限外許可証の交付（制限外積載許可・設備外積載許可・荷台乗車許可）
- (7) 緊急通行車両等、規制除外車両の事前届出済証の交付
- (8) 緊急自動車指定証・届出確認証、道路維持作業用自動車指定証・届出確認証の交付



## 2 郵送による許可証等の交付手続の流れ

- (1) レターパックプラスを準備し、ご自分の宛先となる住所、氏名等を記入
- (2) 警察署の交通（第一）課受付に行き、郵送交付申請書（受付にあり）を記入し、各許可の申請又は届出の書類、レターパックプラスとともに提出
- (3) 審査終了後、レターパックプラスにより宛先の住所地まで郵送されるので、受け取る。



## 3 郵送に必要なレターパックプラスについて

- レターパックプラスについては、郵便局のほか、一部のコンビニエンスストアで、520円で販売しています。
- レターパックには、「レターパックプラス」（赤色）と「レターパックライト」（青色）がありますが、郵送交付には「レターパックプラス」（赤色）が必要となりますので、間違いのないように注意してください。

## 4 注意事項

これまでどおり、郵送ではなく警察署窓口で直接、許可証等を受け取ることも可能です。